

平成19年7月2日

各 位

委託会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 取締役社長 ビリー・ウェット・ワイルダー  
担当者の役職氏名 オペレーション部長 徳本 進  
(連絡先 03-5157-6197)

## 約款変更に関するお知らせ

当社では「上場インデックスファンド225」(コード番号1330)について、下記の約款変更を実施いたしますので、ご連絡いたします。

### 記

#### 1. 変更の内容

平成20年1月4日に投資信託振替制度(以下、「振替制度」といいます。)への移行を予定しており、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理することとなります。ファンドの設定、交換、信託終了時の交換などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度への移行により、投資信託の受益権の所在の明確化、決済の効率性等の向上、受益証券の紛失・盗難リスクの削減等のメリットを享受できます。

(1) 当ファンドにおいて、移行準備を進めるにあたり、以下2点に関して信託約款の附則の一部に所要の変更を行ないます。

①振替制度移行後に追加信託される当該信託の受益権は、社債等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとします。

②平成20年1月4日前に信託された受益証券について、受益者に対して振替制度へ移行することに選択権を与えると同時に、今後、当該信託を振替制度に移行するための重大な約款変更を行なう際、あらかじめ移行に同意している受益者への書面交付を行なわないことができます。

(2) 受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として平成19年12月28日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行われたもので、

当該交換にかかる株式の交付日が平成20年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成20年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する変更を行ないます。また、振替制度に移行するためのその他の所要の変更を行ないます。

## 2. 変更日

(1) 平成19年7月3日

(2) 平成20年1月4日

※ただし、(2)の約款変更は重大な約款変更に該当しますので、異議申立の手続きを行ないます。

以 上